

会社更生法に基づく更生手続及び民事再生法に基づく 再生手続開始の決定を受けた業者の申請について

会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた業者、及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始決定を受けた業者(以下「更生手続開始決定者等」という。)で、競争参加資格審査の申請をされる場合、以下のとおり審査を行います。

1. 更生手続開始決定者等による競争参加資格の申請の取扱い

既に令和7・8年度における競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、更生手続及び再生手続(以下「更生手続等」という。)の開始の決定以後に、再度の申請を希望する場合については、別紙第1号の9様式「再度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請書」を添付し、再申請して下さい。この場合、従前の競争参加資格の等級決定は取り消すことになりますので、別紙第1号の10様式「等級決定取消申請書」を併せて提出して下さい。

再申請をする場合は、通常の申請書に添付する書類のほか、以下に掲げる①~③の書類を提出して下さい。

なお、令和5・6年度において競争参加資格の等級決定を受けている建設業者で、更生手続等の開始の決定以後に再申請を行っていない更生手続開始決定者等については、令和7・8年度における競争参加資格審査の申請時に以下の①~③の書類を提出して下さい(令和5・6年度において既に再申請を行っている方については、これらの書類は不要です)。

- ① 更生手続等開始の決定書の写し
- ② 貸借対照表及び損益計算書
- ③ 更生手続等開始の決定時以降に定款、役員等の変更があった場合は、当該変更を証明する書類

※ 提出書類については、更生手続等開始の決定時以降の時点において作成して下さい。
なお、損益計算書については、貸借対照表を作成する基となった時点までの1年間に
おけるものを作成して下さい。

2. 共同企業体の構成員の一部に更生手続開始決定者等がいる場合の取扱い

引き続き共同企業体を存続させる場合については、上記1の取扱いと同様になります。